

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年1月28日	
【会社名】	インターライフホールディングス株式会社	
【英訳名】	INTERLIFE HOLDINGS CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 及 川 民 司	
【本店の所在の場所】	東京都北区田端新町二丁目4番7号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)	
【電話番号】	03(3547)3227(代表)	
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 正 野 達 好	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目13番16号 銀座ウォールビル11階	
【電話番号】	03(3547)3227(代表)	
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 正 野 達 好	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当	680,095,000円
	一般募集	524,627,236円
	オーバーアロットメントによる売出し	83,951,000円
	<p>(注) 1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年1月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>2 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年1月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>3 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年1月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	

## 【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集(一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。)及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

## 【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,678,600株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成26年1月28日(火)開催の取締役会決議によります。

- 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、一般募集(以下「一般募集」という。)2,112,200株及びその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)2,566,400株の合計であります。
- 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、316,800株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主であるピーアークホールディングス株式会社(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は平成26年1月28日(火)開催の取締役会において、一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式316,800株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本第三者割当増資について」をご参照ください。
- 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成26年2月5日(水)から平成26年2月10日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,566,400株	680,095,000	340,047,500
一般募集	2,112,200株	524,627,236	262,313,618
計(総発行株式)	4,678,600株	1,204,722,236	602,361,118

- (注) 1 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照ください。
- 2 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年1月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】(一般募集)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成26年2月12日(水) 至 平成26年2月13日(木) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年2月18日(火) (注)3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年2月5日(水)から平成26年2月10日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集の発行数で除した金額とします。
- 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.n-interlife.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年2月4日（火）から平成26年2月10日（月）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年2月5日（水）から平成26年2月10日（月）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年2月5日（水）の場合、申込期間は「自 平成26年2月6日（木） 至 平成26年2月7日（金）」、払込期日は「平成26年2月13日（木）」

発行価格等決定日が平成26年2月6日（木）の場合、申込期間は「自 平成26年2月7日（金） 至 平成26年2月10日（月）」、払込期日は「平成26年2月14日（金）」

発行価格等決定日が平成26年2月7日（金）の場合、申込期間は「自 平成26年2月10日（月） 至 平成26年2月12日（水）」、払込期日は「平成26年2月17日（月）」

発行価格等決定日が平成26年2月10日（月）の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますので、ご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所（一般募集）へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年2月5日（水）の場合、受渡期日は「平成26年2月14日（金）」

発行価格等決定日が平成26年2月6日（木）の場合、受渡期日は「平成26年2月17日（月）」

発行価格等決定日が平成26年2月7日（金）の場合、受渡期日は「平成26年2月18日（火）」

発行価格等決定日が平成26年2月10日（月）の場合、受渡期日は「平成26年2月19日（水）」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### （3）【申込取扱場所】（一般募集）

後記「3 株式の引受け（一般募集）」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

### （4）【払込取扱場所】（一般募集）

店名	所在地
株式会社りそな銀行 神田支店	東京都千代田区神田須田町一丁目1番4号
株式会社みずほ銀行 足立支店	東京都足立区梅島三丁目32番6号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## (5)【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	自 平成26年2月12日(水) 至 平成26年2月13日(木) (注)1	該当事項はありません。	平成26年2月18日(火) (注)1

(注)1 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2)募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一とします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

2 1,563,600株をピーアークホールディングス株式会社に、1,002,800株をセガサミーホールディングス株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

## (6)【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
インターライフホールディングス株式会社	東京都中央区銀座六丁目13番16号

## (7)【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社りそな銀行 神田支店	東京都千代田区神田須田町一丁目1番4号
株式会社みずほ銀行 足立支店	東京都足立区梅島三丁目32番6号

## 3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,112,200株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同じ額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		2,112,200株	

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,204,722,236	15,836,000	1,188,886,236

(注) 1 一般募集の引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)は、平成26年1月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,188,886,236円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限76,673,784円と合わせて、手取概算額合計上限1,265,560,020円について、平成26年2月末までに1,222,000,000円を金融機関から借入れた長期借入金の返済に充当し、残額が生じた場合には、平成26年2月末までに運転資金として金融機関から借入れた短期借入金(平成25年12月末現在575,662,000円)の返済の一部に充当する予定であります。

当該長期借入金の内1,222,000,000円は、平成25年6月3日に実施した有限会社マネジメントリサーチの株式取得資金及び平成25年8月21日に実施した有限会社マネジメントリサーチの子会社である株式会社システムエンジニアリングの株式取得資金として金融機関から借入れたものであります。なお、株式取得資金には、株式を取得した2社を連結納税の対象に追加したことに伴う法人税等の支払額及びアドバイザー費用等が含まれております。

今回の新株式発行による資金調達により、株式取得資金及び運転資金のために金融機関から借入れた長期借入金及び短期借入金の一部を返済し、自己資本の充実及び有利子負債の削減等財務基盤の強化を図り、当社グループ事業の更なる展開に向けた様々な投資等を実施するための機動的な資金調達余力の拡大を図ります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	316,800株	83,951,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.n-interlife.co.jp/>）（新聞等）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。



## 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成26年 2月12日(水) 至 平成26年 2月13日(木) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C日興証 券株式会社及び その委託販売先 金融商品取引業 者の本店並びに 全国の各支店及 び営業所		

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件 (一般募集)」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件 (一般募集)」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、316,800株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、S M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成26年2月20日（木）を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成26年2月20日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年2月5日（水）の場合、「平成26年2月8日（土）から平成26年2月20日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月6日（木）の場合、「平成26年2月11日（火）から平成26年2月20日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月7日（金）の場合、「平成26年2月13日（木）から平成26年2月20日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月10日（月）の場合、「平成26年2月14日（金）から平成26年2月20日（木）までの間」

となります。

## 2 本第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成26年1月28日（火）開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式316,800株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件（一般募集）」において決定される一般募集における発行価額（払込金額）と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。  
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成26年2月25日（火）

## 3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるピーアークホールディングス株式会社及びセガサミーホールディングス株式会社は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。なお、ピーアークホールディングス株式会社及びセガサミーホールディングス株式会社の当社普通株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」をご参照ください。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（その他の者に対する割当、本第三者割当増資に係る新株式発行及び株式分割等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

## 4 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成26年1月28日(火)開催の取締役会においてピーアークホールディングス株式会社を割当先とする当社普通株式1,563,600株及びセガサミーホールディングス株式会社を割当先とする当社普通株式1,002,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、ピーアークホールディングス株式会社は当社発行済株式の31.30%及びセガサミーホールディングス株式会社は当社発行済株式の20.07%をそれぞれ所有しておりますが、引き続き割当予定先との持分法適用関係及び取引関係を維持するために第三者割当増資を行うものであります。当該第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に当該第三者割当が一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、ピーアークホールディングス株式会社及びセガサミーホールディングス株式会社を割当先とする第三者割当増資も中止いたします。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ピーアークホールディングス株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区銀座六丁目13番16号 銀座ウォールビル	
	代表者の役職および氏名	代表取締役社長 庄司 正英	
	資本金	2,388百万円	
	事業の内容	エンタテインメントパチンコ ピーアークを運営する企業グループの経営指導及び管理をする持株会社。	
	主たる出資者およびその出資比率	庄司 正英 (49.65%) 株式会社辰巳 (16.56%) 庄司 孝輝 (4.53%) 亀有信用金庫 (3.09%) 株式会社みずほ銀行 (3.02%) みずほキャピタル株式会社 (2.88%) 三菱UFJキャピタル株式会社 (1.58%) 株式会社三菱東京UFJ銀行 (1.51%) 芙蓉総合リース株式会社 (1.19%) ピーアーク従業員持株会 (1.09%)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数(平成25年8月31日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数(平成25年8月31日現在)	4,700,000株
	人事関係	平成25年12月31日現在において、当社グループはピーアークグループより従業員10名の出向を受け入れております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社の子会社において、ピーアークグループ各社から店舗内装工事、清掃・メンテナンス、人材派遣、広告代理等を受注しております。	
c. 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先であるピーアークホールディングス株式会社は、パチンコホール、インターネットカフェ等を運営しており、エンタテインメント分野の工事受注において協力体制を保ち、事業を展開するため、平成19年12月25日付で当社の筆頭株主となりました。当社グループは、割当予定先における同分野の経営情報・経営資源を活用し、店舗内装工事を受注しております。</p> <p>割当予定先は、当社の発行済株式総数の31.30%を所有しておりますが、引き続き割当予定先との持分法適用関係及び取引関係を維持するために第三者割当増資の割当予定先といたしました。</p>		
d. 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 1,563,600株		

e . 株券等の保有方針	<p>割当予定先であるピーアークホールディングス株式会社は、当社との持分法適用関係及び取引関係維持のため、保有する株式及び割当により取得する株式を長期的に保有する方針であります。</p> <p>当社はピーアークホールディングス株式会社との間におきまして、払込期日より2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。</p> <p>なお、ピーアークホールディングス株式会社は、主幹事会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。</p>
f . 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先であるピーアークホールディングス株式会社の払込みに要する財産の存在について、直近の財務諸表（平成25年3月期）に記載の財政状態及び経営成績を確認した結果、割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金を保有していることを確認しております。また、取引金融機関が発行する平成26年1月7日現在の預金の残高証明書によりその払込資金の存在を確認しており、払込みに問題がないものと判断しております。</p>
g . 割当予定先の実態	<p>当社は、割当予定先であるピーアークホールディングス株式会社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、株式会社日本シークレット・サービス（住所：東京都千代田区九段南二丁目3番9号、代表者：代表取締役社長佐々木信彦）に調査を依頼し、割当予定先及び割当予定先の役員、主要株主、関係会社、関係会社の役員、主要取引先、主要取引先の役員が反社会的勢力と一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。</p>

a. 割当予定先の概要	名称	セガサミーホールディングス株式会社	
	本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第9期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	平成25年6月19日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度 第10期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	平成25年8月8日 関東財務局長に提出
四半期報告書 事業年度 第10期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)		平成25年11月12日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数(平成25年8月31日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数(平成25年8月31日現在)	3,014,400株
	人事関係	平成25年12月31日現在において、当社役員のうち取締役2名及び監査役1名をセガサミーグループの役職員が兼任しており、また、当社グループはセガサミーグループより従業員1名の出向を受け入れております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社の子会社において、セガサミーグループ各社から店舗内装工事等の受注及びセガサミーグループ各社へ携帯電話等の販売をしております。	
c. 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先であるセガサミーホールディングス株式会社は、パチスロ・パチンコホール、アミューズメント施設等に向けた総合的なサービスを提供しており、店舗内装工事事業の強化を目的に平成15年11月18日付で当社の親会社になりました。その後、平成19年12月25日付で一部株式を売却したものの引き続き当社の主要株主であり、当社グループは、割当予定先における同分野の経営情報・経営資源を活用し、店舗内装工事を受注しております。</p> <p>割当予定先は、当社の発行済株式総数の20.07%を所有しておりますが、引き続き割当予定先との持分法適用関係及び取引関係を維持するために第三者割当増資の割当予定先といたしました。</p>		
d. 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 1,002,800株		

e . 株券等の保有方針	<p>割当予定先であるセガサミーホールディングス株式会社は、当社との持分法適用関係及び取引関係維持のため、保有する株式及び割当により取得する株式を長期的に保有する方針であります。</p> <p>当社はセガサミーホールディングス株式会社との間におきまして、払込期日より2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。</p> <p>なお、セガサミーホールディングス株式会社は、主幹事会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。</p>
f . 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先であるセガサミーホールディングス株式会社の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が提出した第10期第2四半期報告書により、当該割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。</p>
g . 割当予定先の実態	<p>割当予定先は株式会社東京証券取引所に上場しており、割当予定先が同取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、割当予定先が反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。</p>

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定する予定です。

上記のその他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、その他の者に対する割当は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。

### b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

その他の者に対する割当により発行される株式数は2,566,400株（議決権の数25,664個）であり、平成25年8月31日現在の当社の発行済株式総数15,015,129株に対する割合は17.09%（平成25年8月31日現在の総議決権数150,147個に対する割合は17.09%）に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本第三者割当増資により発行される合計株式数は最大4,995,400株（議決権の数最大49,954個）であり、平成25年8月31日現在の当社の発行済株式総数15,015,129株に対する割合は最大33.27%（平成25年8月31日現在の総議決権数150,147個に対する割合は最大33.27%）に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、平成25年6月3日に実施した有限会社マネジメントリサーチの株式取得資金及び平成25年8月21日に実施した有限会社マネジメントリサーチの子会社である株式会社システムエンジニアリングの株式取得資金として金融機関から借入れた資金の返済に充当する予定であります。これにより堅固な財務基盤並びに投資余力がもたらされ、中長期的な観点から当社の企業価値の更なる向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金用途につきましては、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途（2）手取金の用途」をご参照ください。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所 有議決権数 の割合 (%)
ピーアークホールディングス株式会社	東京都中央区銀座6丁目13番16号 銀座ウォールビル	4,700.0	31.30	6,263.6	31.30
セガサミーホールディングス株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル	3,014.4	20.08	4,017.2	20.08
天井 次夫	東京都荒川区	352.3	2.35	352.3	1.76
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	307.1	2.05	307.1	1.53
インターライフホールディングス取引先持株会	東京都北区田端新町2丁目4番7号	277.3	1.85	277.3	1.39
市岡 悦子	大阪府柏原市	172.4	1.15	172.4	0.86
田津 和子	福岡県北九州市	157.0	1.05	157.0	0.78
天井 全兄	東京都荒川区	117.5	0.78	117.5	0.59
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	100.4	0.67	100.4	0.50
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番3号	95.6	0.64	95.6	0.48
計		9,294.0	61.92	11,860.4	59.27

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成25年8月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年8月31日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集並びにピーアークホールディングス株式会社及びセガサミーホールディングス株式会社に対する第三者割当増資による増加分を加味し、S M B C 日興証券株式会社に対する第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

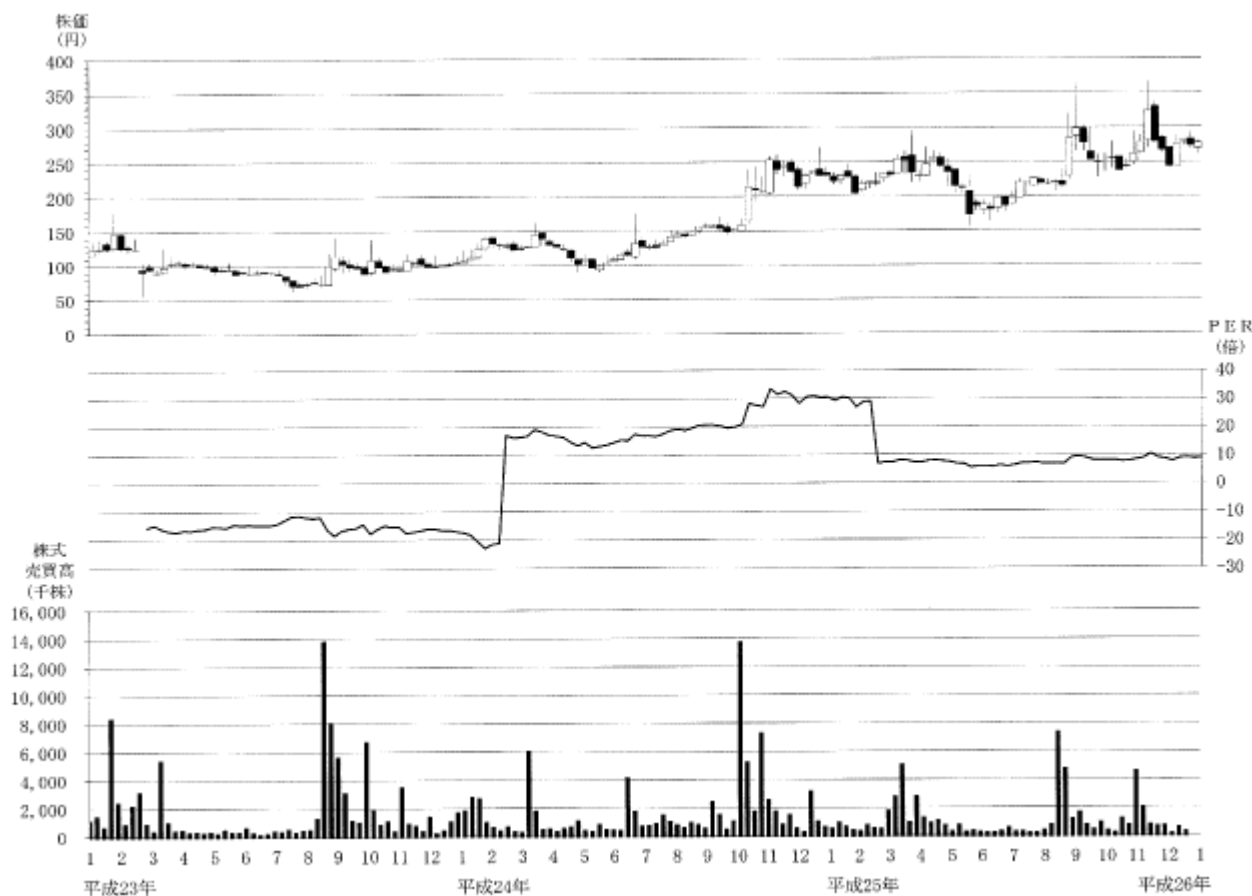
1. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.n-interlife.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
2. 募集又は売出しの公表後における空売りについて
  - (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。
  - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
    - （注）1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
      - ・先物取引
      - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
      - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
    - 2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

### 1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年1月24日から平成26年1月17日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E R の算出は以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益(連結)}}$$

平成23年1月24日から平成23年3月20日については、当社は平成22年10月5日に株式会社日商インターライフにより単独株式移転の方法で設立され、1株当たり当期純利益の数値が存在しないため、P E R を表示しておりません。

平成24年2月期は決算期を3月20日から2月末日に変更したため、11ヵ月9日間となっております。

平成23年3月21日から平成24年2月29日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成24年3月1日から平成25年2月28日については、平成24年2月期有価証券報告書の平成24年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年3月1日から平成26年1月17日については、平成25年2月期有価証券報告書の平成25年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

(平成23年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E R はマイナスとなっております。)

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年7月29日から平成26年1月17日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 臨時報告書等の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第3期事業年度）の提出日（平成25年5月30日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月28日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年6月4日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年5月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役として、及川民司、野下盛治、山中茂、菅又滋、川連秀彦、柴田裕実、片桐孝一の7氏を選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、内藤信夫氏を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、加藤雅也氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役7名選任の件					
及川 民司	102,005	82	0	(注)	可決 (98.92)
野下 盛治	102,005	82	0		可決 (98.92)
山中 茂	102,005	82	0		可決 (98.92)
菅又 滋	101,995	92	0		可決 (98.91)
川連 秀彦	102,005	82	0		可決 (98.92)
柴田 裕実	101,995	92	0		可決 (98.91)
片桐 孝一	101,987	100	0		可決 (98.90)
第2号議案 監査役1名選任の件				(注)	
内藤 信夫	102,106	81	0		可決 (99.01)
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)	
加藤 雅也	102,088	99	0		可決 (99.00)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第3期事業年度）及び四半期報告書（第4期事業年度第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月28日）までの間において当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 〆で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成26年1月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、記載した事項における将来に関する事項は本有価証券届出書提出日（平成26年1月28日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 売上高について

当社グループは、内装工事業の売上高比率が高く、個人消費の伸び悩みなどにより、得意先による店舗の新規出店、設備投資の増加・減少に伴う影響を受ける可能性があります。また、アミューズメント施設業界に属する企業への売上高比率が高く、顧客企業の事業環境に急激な変化が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 経営成績について

当社グループの事業別業績において、内装工事業の事業環境は厳しいものとなっております。

当社グループは、内装工事業の利益改善が最重要課題と認識しており、様々な改善施策を実施しておりますが、その進捗状況により当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 情報通信事業について

情報通信事業に属する株式会社エヌ・アイ・エル・テレコムは、各通信事業者と一次代理店であるITX株式会社との間で二次代理店として3者契約を締結し、各通信事業者が提供する通信サービスの利用契約の取次を行うことにより、当該通信事業者からその対価として手数料を一次代理店を通して収受しております。取引条件等は、各通信事業者及び一次代理店の事業方針により変更されるため、大幅な取引条件等の変更がなされた場合には、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 法的規制等について

当社グループは、店舗内装の請負工事を受注する上で建設業法、建築基準法、建築士法、宅地建物取引業法、消防法などの建設関連の法的規制を受けております。また、お客様および派遣スタッフの登録等に関して個人情報保護法、店舗へ人材を派遣する上で労働者派遣法を遵守しております。これらの規制を遵守できなかった場合、営業停止などの制限がなされて、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 施工物件の品質・安全性及び事故について

当社グループは、施工物件・製品など、製造物の品質・安全性に十分な配慮をいたしておりますが、完工物件における瑕疵の発生、瑕疵を原因とする事故の発生、また、工事作業中における労働災害事故などが発生した場合、損害賠償等により経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 保有資産の価格変動について

投資有価証券等の保有資産の時価が著しく下落した場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、事業用不動産や賃貸用不動産の時価や収益性が著しく下落した場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) M & Aについて

当社グループは、M & Aによる事業拡大を成長戦略の最重要課題としており、今後も多額の資金が必要となる可能性があります。また、M & Aにより子会社化等を実施した後の事業計画の進捗が当初見通しに比べ遅れる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

平成26年2月期第2四半期より子会社となりました株式会社システムエンジニアリングが展開している音響・照明設備工事業における業績は、当社グループ全体の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 大株主との関係について

当社は、ピーアークホールディングス株式会社及びセガサミーホールディングス株式会社の持分法適用の関連会社であります。

ピーアークグループとの関係

主要株主である筆頭株主ピーアークホールディングス株式会社及びその子会社からなるピーアークグループは、パチンコホール、インターネットカフェ等を展開運営しております。

ピーアークホールディングス株式会社は平成25年8月末現在において当社発行済株式総数の31.30%を保有しております。当社グループは平成25年12月末現在においてピーアークグループより従業員10名の出向を受け入れております。

ピーアークグループは、当社グループの有力な販売先であり、内装工事業、清掃・メンテナンス事業、人材派遣事業及び広告代理事業における取引関係があります。

平成25年2月期においてピーアークグループに対する売上高は、当社グループの売上高の34.9%を占めております。

当社グループとピーアークグループは良好で安定した関係を構築しており、ピーアークグループにおける方針、経営姿勢、信用力、取引の経緯から見て、安定的な取引先と考えております。

当社グループは、ピーアークグループに限らず、飲食店等を展開するお客様に対して積極的な営業を行うとともに、新規事業の取り込み等により売上高が増加することにより、ピーアークグループへの依存度を低下させていく方針であります。

しかしながら、ピーアークグループの業績の変動、経営方針の変更もしくは取引条件の変更等が生じた場合、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### セガサミーグループとの関係

主要株主である第2位株主セガサミーホールディングス株式会社及びその子会社からなるセガサミーグループはパチンコ・パチスロ機の製造販売、アミューズメント施設の運営などをしております。

セガサミーホールディングス株式会社は平成25年8月末現在において当社発行済株式総数の20.07%を保有しております。平成25年12月末現在において、当社役員のうち取締役2名及び監査役1名をセガサミーグループの役職員が兼任しており、また、当社グループはセガサミーグループより従業員1名の出向を受け入れております。セガサミーグループに対する平成25年2月期の売上高は、当社グループの売上高の0.15%と軽微であります。



## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第3期)	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日	平成25年5月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第4期第3四半期)	自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日	平成26年1月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 5月29日

インターライフホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 北 本 幸 仁 印

業務執行社員 公認会計士 原 伸 夫 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインターライフホールディングス株式会社の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インターライフホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年4月24日の取締役会において、有限会社マネジメントリサーチの株式を取得し、同社を子会社とする決議をしている。また、有限会社マネジメントリサーチの子会社化に伴い、同社の子会社である株式会社システムエンジニアリングは、会社の孫会社となる。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インターライフホールディングス株式会社の平成25年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、インターライフホールディングス株式会社が平成25年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は、平成25年4月24日の取締役会において、有限会社マネジメントリサーチの株式を取得し、同社を子会社とする決議をしている。また、有限会社マネジメントリサーチの子会社化に伴い、同社の子会社である株式会社システムエンジニアリングは、会社の孫会社となる。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月29日

インターライフホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 北 本 幸 仁 印

業務執行社員 公認会計士 原 伸 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインターライフホールディングス株式会社の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インターライフホールディングス株式会社の平成25年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年4月24日の取締役会において、有限会社マネジメントリサーチの株式を取得し、同社を子会社とする決議をしている。また、有限会社マネジメントリサーチの子会社化に伴い、同社の子会社である株式会社システムエンジニアリングは、会社の孫会社となる。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 1月10日

インターライフホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 福 田 日 武 印

業務執行社員 公認会計士 宮 島 章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインターライフホールディングス株式会社の平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年9月1日から平成25年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、インターライフホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。